

Title	オスマン社会層位とタンジマート
Sub Title	Concerning the relation between Ottoman social structure and Tanzimat
Author	三橋, 富治男(Mitsuhashi, Fujio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1956
Jtitle	史学 Vol.29, No.1 (1956. 5) ,p.57- 85
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19560500-0057

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

オスマン社會層位とタンジマート

三橋富治男

- 一、はしがき
- 二、タンジマートの概念
- 三、オスマン社會の層位
- 四、レアヤー・ミレットの抬頭
- 五、タトルス・フレンギの活動
- 六、宗教的平等思想の進展
- 七、むすび

一 はしがき

トルコ史のうち、とりわけ十九世紀から二十世紀にかけての推移を精細に分析しようと意圖するものにとつてその關心の焦點がどのような事象に置かれるにもせよ、それらが一八三九年のタンジマートと汎稱される重大な轉換期にたり乃至この轉換期がバックグラウンドとなつてに思ひを致すであらう。そうした畫期的出來事を理解するにはその誘因の重要な一環をなししかも大きな比重を以て作用したオスマン（オットマン）社會階層の動向と一連の變化の様相を解明する必要がある。この面に於て一つの展望を與えようというのが小稿の目的である。嘗つて長壽吉博士は「西洋近世史」(三)〔平凡社刊、世界歴史大系四六七頁〕にて「多種多様の精神的及び物質的條件が錯雜して猶一層の研

究にまたざれば東方問題は其真相を得るに至らない」と述べられたが、この問題についても一應の解答を用意することとなるであらう。たゞし何分にもトルコ語の本源資料が不備な状況のためほど輪廓を捉えるのみであるが大方の叱正を仰ぐことを得れば幸甚である。

二、タンジマートの概念

茲にいうタンジマート《Tanzimat》とは一八三九年十一月三日〔ヘジラ暦一二五五年シャイバン月二十六日〕にオスマン（オットマン）王朝第三十一代のスルターン・アブドゥル・メジト一世（一八三九—一八六一年）が宮廷高官、列國使臣、國內キリスト教民の代表者たちを前にして發布したギェル・ハネ〔薔薇王宮〕のハットウ・シェリフィ（又はフマユーン）と稱せられる勅令及びこれに基づく政治・經濟・法律・文化・宗教制度に及ぶ廣般な改革とその反映たる審美觀《Bedî haleti ruhiye》の如き形而上面に於ける變化をも含めて指すのが通例で、従つて「政治的タンジマート」、
 「經濟的タンジマート」、「法律的タンジマート」、「文學的タンジマート」等の用語も使われている。だがこれをより廣義に解釋すると一八三九年より暫く以前・以後の若干の改革時期を含める名稱として認めるのが妥當なることは嘗つて論及した所である。^(註1)さらに改めて「Takvimi Vakai」誌〔トルコ最初の官營新聞〕の煩雜なる記事を引用拔萃して示證するまでもない。すなわちタンジマートという言葉の周邊には類似語義の政治用語としてニザーム〔茲では秩序を與える意〕、イエニ・ニザーム、或はウスラッフ、ウスラッフハトなる諸語が取巻いており、それらの中心にタンジマート、或はタンジマーテ・ハイリエ、カヌーン・タンジーム・エトメック等の如き言葉が見出されるのである。イスタンブル大學

を含めた若干の現代トルコ史家の示唆によると、これら大同小異の政治用語の發現は、『Eylemek mahzi sahzi safadir bana nas'a hizmet』^(註2)の言を以つて改革意圖を表明し反對勢力のために空しく挫折したるセリーム三世の治世（一七八九—一八〇七）、すなわち舊來のイエニ・チェリ軍團^(註3)に代るべき「ニザーム・ジエディド・アスケリ」制度の設置された頃を起點としている。従つて十八世紀末葉以降に於てオスマン・トルコにて種々なるニウアンスを以て改革事業をいみする合言葉として如上の政治用語の使用が始まつたと解しうるのであり、さすればセリーム三世、マフムト二世（一八〇八—三九）、アブデュル・メジト（一八三九—六一）、アブドゥル・アズイズ（一八六一—七六）の如き開明君主、乃至は「精力的にして進歩的な政治家」と目されるムスタファ・レシト・パシヤ、アリー・パシヤ、フアト・パシヤ、ミトハット・パシヤらによつて實現されたところの一連の自由主義的改革事業を表示するための政治用語とみとめるのが妥當である。ともあれタンジマートと呼ばれるこの一般的な改革が、先行する歴史コースにみられる若干の改革と異なる所以は、トルコが、近代的な意味に於ける「國家」という概念や理論の排除した近東世界に於て、宗教的なダウラ、デウレトの形より脱皮して西歐流政治機構の國家を産み出そうと努力した點にあり、個人の私生活から法廷の組織に至るまでを規制する副の廣い改革を含む、いわばトルコ社會に於ける各種世界觀『Cihan görüşleri』の變化を惹起する機縁となつた點にあつた。^(註4)

この頃のオスマン帝國の様相は幾多の内部困難と矛盾とに悩まされており、十五世紀から十六世紀頃すなわちファティフ（君府征服者）メフメット二世、ヤヴーズ（冷酷者）セリーム一世を経てカヌニ（立法者）スレイマーン一世時代にかけてみられる安固たる、創意と叡知に充ちた管理機構と秩序は最早みられず、國家機能を支持する古い神權的プリンスプ

ルは權威の源泉たるべき資格を失つていた。このことに關しては本來具有のノマードとしての逞しいエネルギーを消盡してしまつたこと乃至はアジア系王朝として歐洲君臨の期間が長すぎたことなどが挙げられようし或はスルターン・サライの放縱逸樂、軍團の變容墮落、サドラザム〔大宰相〕や地方パシヤの秕政に伴う行政管理の弛廢と痲痺、乃至は又ゲルマン・スラヴの強力な軍事反攻や重商主義次いでレセ・フェル西歐勢力の進攻に直面して四面楚歌に陥らざるを得なくなつたこと等が數えあげられるであらうが、とりわけ十八世紀末より歐洲にて生起した後述の如き政治・經濟・社會・軍事情勢の影響、刺激、壓力、衝撃に大きく作用されていることを指摘する必要がある。首都、地方を問わずみられる平穩の攪亂と安定性の喪失に當面したスルターンとりわけ氣鋭のスルターンの念願は「カスニ・スレイマーンの盛世に還る」ことであつた。だが内陸アジアのステップにその起原を有するオットマン的アンシャン・レジームは時世の進運と共に最早維持さるべき體制ではなかつたからそうした理念現實の方途として嘗つての《Kahr》〔宗敵〕たる西歐側の進歩顯著な軍事・行政管理機構の導入、トルコ語でいえば《Garplışma》、一種の洋務運動の形を採るに至つたのである。中國の同治中興や我が明治維新に先立つこと約半世紀であるが、このようにして播かれた改革の種子を多角的に結實せしめたものが外ならぬ《Tancimatçı》〔タンマジート主義者〕たちである。(註e) タンジマートの勅令は、時代性と地域性を無視して「トルコのマグナ・カルタ」と呼ばれている。だが如上の經緯より、又勅令自體が「至上神アッラの神助を充分確信し豫言者の執り成しに支持されてトルコ帝國を構成する諸州に新しい制度によつて良き行政管理の恩恵を施す」と規定している如くその基本性格は《Yukaridan Aşağıye》〔上から下へ〕、《Otoriteden kütleye》〔權威者より大衆へ〕の方式を採り決して(註f)「下から上へ」の革命方式ではなかつた。それにも拘らず舊來の專斷的《Keyfik》體制から

法定的《hukukî》體制への移行につき「上下の共感《Sempati》が一應汲みとられる點で注目しよう。^(註c)

註(1) 拙稿「タンジマート以前に於けるオスマン・トルコをめぐる西歐化の諸問題」(千大文理紀要、文化科學の二、一九五四、二月) 参照。

(2) 文字通りには「ナスに奉仕することは余にとって全く明瞭である」の意、Nasとは A text of the Koran giving a decisive ruling on a point of canon law (H. C. Hony & Fahir Iz: A Turkish English Dictionary, Oxford 1952.) と説明されている。

(3) 拙稿「イエニ・チェリ」(東洋經濟新報社刊、世界史講座、II、p. 272—281) 参照。

(4) タンジマートについていえばその時期は一八三九—五六年にわたる第一期と、五六年以後の第二期に大別され、第二期はオスマン臣民の法的・公民的・社會的な平等が強調され非回教徒の宗教的地位が尊重される點で第一期に劣らず重要である。なお Histoire abrégée de l'empire ottoman, Paris, 1825, p. 246. じ Palla はタンジマートをアフメット三世すなわち十八世紀中葉近くのチュリップ時代から發足すると見做すが、そうした見解には異論を挟む余地がある。ただし文學的タンジマートという場合には文學的興味や詩作の主觀的變化が著名詩人ネディム(1681—1730)により齎らされたという意味でチュリップ時代に發するとみとめることには妥當性があると思う。

(5) Ziyaeddin Fahri Findikoğlu : Tanzimat ictimai hayat [タンジマートの社會生活] 1940, Istanbul. Maarif Matbaası, p. 623. 脚註(2) 参照。

(6) Enver Behnan şapolyo : Türk Cumhuriyeti Tarihi [トルコ共和國史] 1918—1950, Istanbul. 1953, p. 125 参照。

(7) ibid., p. 623. 本文参照。

(8) ギユル・ハネの勅令はムスタファ・レシト・パシャが佛都パリで草稿したものであるとなし、當時の西歐人はその効果について危懼と蔑視を示したが、そうした事柄とは關係なく云いうることである。

三、オスマン社會の層位

オスマン社會の構造乃至階層秩序を規制したものはオスマン王朝の絶大なる政治權力であり政治體制に外ならなかつた。従つて政治權力の消長と共にその階層秩序が經時變容をとげてくるのは自然の趨勢であつた。茲では主としてタンジマートに先行する諸時代のそれは如何なる形態のものであつたか、もし他地域と區別さるべき性質ありとすれば如何なる個所にあつたか。それが又時代と共にどのように變容したかについて一應の考察は試みたい。

抑と近東に於て爾餘のイスラム諸邦と政治權力を分ち亞歐阿の史的展開に重大な役割を演じたオスマン王朝——第三代ムラト一世から第廿七代ムスタファ三世頃までを指稱——は型としてはいわゆる「征服王朝」の型を採りながらその治下に於ける社會構造は歐洲や極東方面に見出されるそれと異なる性質のものが抽出されんとする。すなわち他地域の社會連繋が主として縦の結びつきを基調とする Vertical なものとして分析説明されているのに對しオスマン社會のそれは主として横の結びつきを中心とする Horizontal なものといわれる様相を具えたものとされる。右はロンドン大學のトインビー教授の見解であるが要約して舊オスマン社會が oghuz 的な草原家畜飼育社會の内部構造を中核として近東古典文明とりわけイスラム的慣行や諸法制で外装されていることに基くので、具體的にいえば遊牧民、家畜、家畜の見張り番をする「馴らされた動物」の混成體たる草原帳幕時代の様式はスルターン、被征服異教民、吏僚の形に再現されている。中央政府はオグーズの族長《Bey》、《Khan》の個人牙營に當り、スルターンはそうした古傳統に則して歴代《Jennetqân》《Khan》を稱している。^(註2)そして可成りルーズな枠で支配する様々の宗教民族は家畜の代替であり、一部の舊支配層の

みが統御の便に資するため温存されるほか凡て日常生活の必要を充たすための必需物たる《Reaya》〔Human cattle の意、本来はアラビヤ語、必ずしも蔑視を意味しない。現在トルコ人は外國人がこの用語を使用するのを好まない〕と見做された。そうしたレアヤーはイスラムの聖法に基いてオスマン政府に金銭及び生産物の一部を以てハラジ（土地税）を支拂い又附加税的にイエニ・チエリの補給源ともなるべき代償として固有の民族語・信仰・慣行・職業と内部自治とを保持することを認められていた。それらの構成する從屬的な、それ自體相互に分立したコミュニティは政治用語として大略十五世紀の中頃よりミレットと呼ばれたが、舊オスマン世界は數多くのミレットの並列的なモザイク然とした廣がりを持つものであつたところに Horizontal といわれる理由があつた。右様のレアヤーを管理し訓練する役柄に任ずる「馴らされた動物」の代替がスルタンの家内奴隸《Kui》《Qui》であり、これが文武吏僚群に當る。宮廷吏僚は門衛や書計の下僚から側近の《Erkani-devlet》〔國の柱の意〕と呼ばれる最高官に至るまで一率に「クル」たる身分に在ることに變りなかつた。すなわちレアヤーのうちから選ばれてスンニー・モスレムに改宗すること、オスマン語に熟達すること、及び各自の能力個性發揮に應じてクルの系列に入るべき機會を有したものが、吏僚として暫時のしかも強權、時折貪欲的な行政管理者となりえたのである。

本来の姿に於て一種の家内奴・奢侈奴的存在たる彼らはスルタンという所有者に所有される身柄である以上一應庇護される反面所有者の恣意にて隨時その地位、職柄、蓄財を剝奪され、又その死に際し蓄財は自動的にスルタンに没收される運命のもとにあつた。^(註3) 如上に對しオスマン王家の統一事業を助けたトルコ族は、オグース時代の《Budun》〔部民〕に當り、一種のマイノリティで、O. Peschel のようにアーリヤ系・セム系の血液を混入して言語のみ固有と

見るか乃至は又 E. Huntington のように純粹型に近いと見るかは暫くおくも同族意識のもとに結びついた生得的な戦闘技術者であり、封建的土地所有者、貴族で、族長オスマン王家のため所領内の物資と兵力と「クル」とを供給すべき立場にあつた。そこには Urban 化されて可成りの修飾が伴われているにもせよ依然ノマードイズムの基本形態がみられ、それが帝國統治様式に再轉換されていることを知るのである。この點についてトインビー教授は多分に比喩的ながら到底農耕者や狩獵者が生活し難い荒々しい生活環境の裡で生計を營むノマードの歴史世界を以て蟻や蜜蜂の集團に譬え、蟻塚や蜂の巣箱に類似する人間の集團の構成と機能とを認めるが、ビザンティンの舊領を繼承しキリキヤ、シリヤ、メソポタミヤ、エジプト等老文明を保持する諸地域を包括したオスマン國家のうちにも同性質のものが脈絡として流れていることを想定しているのである。

ハーバード大學の A. H. リバイアー教授はそうした組織の内容を一層精細に分析歸納してその社會的・法的基本構造は中世歐洲のそれよりも一層複雑で説明しにくい側面が多いとのべ、これを兩個のカテゴリーに大別論考する。すなわちその一は統治組織に參與するものと、第二は宗教組織に參與するものとし、前者にはスルターン及びその一族、宮廷及び政府の吏僚百官、イエニ・チェリの如き常備軍團等々を包括するが、スルターン一族は別として彼らはサドラザム (Sadr azam、大宰相) 以下園丁の類に至るまで身分的にはオスマン王家の「クル」に屬している。種族系統別に眺めると「クル」は非トルコ要素の改宗者であるが、吏僚として西歐の觀念では貴族階級のみが保有するような各種特權——例えば生涯生活の充分なる保證、租稅負擔の免除、奢侈享樂の容認等々——が許されていたため「クル」の名稱はむしろ榮譽あるものと見做され賤視されるところか憧憬の念すら懷かれていた感があつた。

宗教組織はイスラムの信仰に基礎を置くものでこの組織に參與するものにはシャイヒユル・イスラム(ムフタイの長)、カーデイ・アスケル、ウレマ、セイド(豫言者ムハンマドの後裔を以て任じ綠色ターバンを着用する特權が許されていた)、メヴレヴィイその他各種の神秘主義僧團に所屬するデルヴィシニエ等々を包括し、或る意味では全帝國內のイスラム人口はこの組織の構成員であるということも可能である。彼らは系統的にはいづれも回教徒を兩親とする生粹のイスラム教徒で「必ずしもトルコ族とは限らない」クルに非ざる自由なる階層に屬する。如上のうちウレマはメドレセ等學林の教授としてソフタ(學生)に對し、アラビア語の読み書き、コーランの學習、神學、法學のほか、いわゆる十學(文法、文章構成法、論理學、形而上學、言語學、文體論、修辭學、幾何學、天文學など)の教授研修部門を司つた。シャイヒユル・イスラムはフェトヴァの發布者として《olur》と《olmaz》の使い別けによつてスルターンを制約し、カーデイ、アスケルは大法官、又デルヴィシニエのメヴレヴィイ僧團長は即位大典に參與して世俗面へも影響力をもつたのである。この兩者の組み合された重複體制が帝國の内部機構の根幹で、*Human Cattle* を直接・間接に統御し管理し兼ねてオスマン國家の持續を可能ならしめる權力の源泉でもあつた。(註七) いわば兩組織は「強韌な手」とこれを「被覆する手袋」の如き關係で結ばれ、一方が他方を消滅せしめることは出來ず、ライヴァルとしての位置を保ち乍ら相互的依存性を終始放棄することがなかつたのである。

尤も兩者は時代の流れと共に相尅の様相を示しており、例えばスレイマーン一世の時代(一五二〇—一六六六)には大スルターンを擁したる統治組織が宗教組織よりも優位に立ち、やがて凡庸無爲のスルターンの輩出と共に、エヴカフ(ワ(註八)クフ)を經濟基盤として國內に廣汎な教權を維持する宗教組織が逆に統治組織を凌駕して行く傾向を生み出した。

この所説を裏づけるためにリバイアーは統治組織の概念を輕視した Ignatius Mouradgea d'Ohsson 乃至 von Hammer Purgstall の所説の不備や、この面に對する Nicolae Jorga の把握の不充分を指摘して、オスマン國家の解明に不可缺の陳述史料であるヴェネツィア共和國の、とりわけ十六世紀の Andrea Gritti や Antonio Barbarigo 乃至 Marcantonio Barbaro の如き關係諸資料（君府より本國政府への報告書）を驅使して（註6）いる。

かく解すれば十九世紀のフランスのオリエンタリスト、例えば Chauvin-Bellard のように舊オスマン制度を以て、ウレマ、ムフティ、最高イمامとしてのスルターン・カリフ、この三者の結びつきの路線で解釋し、クルの要素が等閑視されているのは説明として著しく妥當性を缺くものといえるであらう。（註7）さてそうした構成のうちにあつて嘗つては戰場にて軍團を直接指揮し萬機を總攬したスルターンがサライ深く閉ぢ籠り凡てがヴェジール〔大臣〕や後宮まかせの時代となると、クルにも變容が示されることゝなつた。この傾向は特にムラト四世（一六二二—一六四〇年）頃から顯著となることと同時代人で細密な觀察と精彩な筆致で知られる Kojî Bey の文書によつて窺うことが出来る。すなわち、

「秩序の維持は世の中から消えた。兵の給與を受けるクル 《Unfeiki-kul》が天下を掌握しスイ・パヒー〔封建騎士〕のグループを制壓した。そして著名なヴェジールたちに附隨して如何程に混亂や墮落が示されたとしてもこの種の事柄から成つていた。スルターンのデイルリク 《Dihlik》〔生活維持〕を委ねられたるヴェジールの辦事處に於てはどうであるか、クルはクルが必要である。ヴェジールたちクルは奴隸 《abd》の顧客であつた。なおまたこうなることは必定であつた、ハレームはカーヌーンに反したトルコ人、ユーリュク 《Yürük》〔游牧民の意と、イエニ・チュリ階級名の兩様の意味があるが恐らく前者の意〕、ジプシーやユダヤ人、どう考えても信賴のおけないしかも呑んだくれの都市の子弟た

ちが含まれるに至つた。そしてかくして後は豫め措置が構ぜられないならば、又ズイアメットやティマール〔軍事封土〕が〔シィパビーを提供する〕領主のために與えられないならば、この出鱈目に募集された兵〔の出現〕を以つて宗教や國家にふさわしい奉仕振りはみられぬこととなる(註8)とあり、
右は冗長難澁な章句であるが、之を要するに舊來の傳統が破れてレアヤーからクルの導入が罷められ質的變化が齎らされた事情の一端が示されている。

なお Kogi Bey は社會秩序の混亂の誘因として統治組織面にみられる惡弊の慢性症狀を次の如く分析している。すなわちバブ・アリ〔中央政府〕の大臣高官の間に於けるマフルラト《Mahullat》〔遺産相續者なくして逝去した場合スルターンに返還さるべき財産〕の無管理に等しい紊亂狀態、ズイアメット、ティマールの授受に際してみられる不正不法の利得行為、イルティザム《iltizam》〔國有地〕の管理者たるミルテズイム《Miltizim》が、デイルリクの歳入増加が期待出来ない場合封土内の農民に對し種々の壓迫の違法を敢えてした汚吏行為などにつき克明に描寫している。また Mansuri Zade Mustafa Paşa の Netayicil-Vukuat〔文書の名、諸々の事件の結果程の意〕によると、

「大宰相職《Sadret》については相互の競合のためスルターンや後宮などに影響力の強い人々に方物を献上することを以て目的の達成を計つたため大宰相の職柄は何人にもあれ安固たるものでなく極めてしばしば交替して行つた(註10)」と述べられ、サドラザムの不安定と質的低下の原因が示されているが、兩者の資料は相關的に考察さるべき性質のものと考ええる。最近の著書に於てミュンヘン大學の Babinger 教授が指摘するようにオスマン統治機構は「樹枝が分岐するように隨時擴大」したものであるため、右の如く統制が破れるとなると拾收は反つて困難となる。とりわけ質的變容

のをとげて漸く有名無實化した巨大なクルは早晚制度的な改廢が要請されること必定であつた。茲にイスタンブル大學 Ziyaeddin Fahri Findikoglu (社會學教授)によれば、「クル」の制度が全廢された十九世紀初頭に於て、オスマン社會の全階層は一種の《Ehram》すなわちピラミッド式な組織・構成のものとして把握されるとみており、それもやがて分解して行く萌芽を内に藏していたとする。^(註) 同見解がモノグラフィクな臆測にとゞまらなるとすればオスマン・トルコも社會の進展と政治變化とりわけクルの制度の改廢に應じて從來の支配・被支配とみられる Horizontal な社會秩序に代つて職能、扶持、所領、富力その他に基く新しい身分關係の發生がみられ、それに伴い Vertical な様相が際立つて來たことが示唆されている。この間の經緯についてはなお論考の餘地があるが、以下そうした《Ehram》の構成を眺めるならば、最頂點にパディシャ(スルターン)を中心とするオスマン王朝とサライがあり、その下にエルバブ・セイフ《Erbabi Seyf》乃至《Seyfiye》と呼ばれる武人層、イリミエ《İlimiye》と呼ばれる回教學者層、ミュルキエ《Mülkiye》と呼ばれる文官層、カレミエ《Kalemnye》乃至は《Erbabi kalem》と呼ばれる文人層が併在し、その次に手工業者すなわちエルバビ・ヒルフェト《Erbabi hirket》乃至《Hirket Zanatkâr》と呼ばれる一群とそれらの形成するモスレム・ギルドたる《Esnaf birliği》乃至《Lonca》があつた。底邊はレァヤーのグループとなっている。この場合《Köylü millet》と呼ばれる低位の層、すなわち形式的には土地管理者たる國家より賃借の形式にて耕地を貸與され國家に對して「前拂地代」の支拂を要求された農業生産階層について、又これとレァヤー・グループとの相互乃至重複關係については何ら觸れるところがないのは不備と云わざるを得ないが、それは兎も角としてこうした回耶の層位と社會的な比重はタンジマート期に至るまでにどのような再轉位を示したであらうか。

- 註(1) Arnold, J. Toynbee & Kenneth, P. Kirkwood: Turkey. A Study of Historical forces. 1926, London. p.26—27.
- (2) ジェンネットはアラビヤ語で、パラダイスを意味し、ジェンネットキャンは文字通りには極樂に居住する者で、轉じて、スルターン位に正式に即いたという意味の修飾語で、例えば Jennetqan Selim Han の如し。
- (3) タルがスルターンの命で處刑された場合にはその財産は全額が沒收される。それ以外の場合には十分の一がスルターンの掌中に、十分の九が嗣子に、嗣子のない場合は全額がスルターンに歸屬する。従つて狡猾なスルターンが財産沒收の意圖にてタルを處刑することもありうる。舊オスマン時代の高官の家柄が永續しない理由はこの邊にあるようである。
- (4) Albert H. Lybyer: The Government of the Ottoman Empire in the time of Suleiman the Magnificent. 1913 Cambridge, Harvard Univ. Press. Chap. II. p. 45—60, Chap. III. IV, V, VI, p. 62—193, Chap. VIII, p. 235—236. 参照。
- (5) エヴカフ(ワクフの複數形)、ワクフは宗教基金でオスマン・トルコの社會生活では重要な役割を演じた。トルコでは王家のワクフと個人のワクフとに大別され、前者はスルターンがセルジュク・トルコに倣つて巨大な設營を行い、新附の征服地にて、モスク、メドレセ、ダル・ノト・タリム、橋梁、ダブハネ、キヤラバンサライ等を建設したが、それらの永代保有のために設定したもので、都市・村落を含めて國有地の多くの部分が、これら宗教的・慈善的造營物の維持のため割りあてられている。後者のワクフは富裕な人々が社會福祉や救貧のために建てたモスク、病院、圖書館、施食所、泉水、キヤラバンサライを含む。それらについては Muhammed Ahmed Simsas の勞作が是非とも参照を望むべきである。
- (6) 前掲 Lybyer: Appendix, p. 312. 参照。
- (7) M. Chauvin-Beillard: De l'empire ottoman, de ses nations et de sa dynastie. 1845. Paris の敘述様式を参照。
- (8) Kocji Bey. Lâyihası, Bbüzziya basması, 1303 H. (1884/84) İstanbul. sf. 35.
- 『Zaptu rapı âleminden kalktı. Ulufeli kul dünyası tuttu ve siphi gürubunu bastırđı ve namlarları vükelâyâ tâbi olup nekadar fitne ve fesat zuhûr etti ise bu makulelerden oldu. Hünkâr dirliğine mutasarraf olanlar rükelâ kapısında neyler. Kul kul gercek tir. Vükelâ kulu abdi müşteralar idi. Yine öyle olmak gerektir ve haremî humayuna hilaf kanun Türk ve Yürük ve Cingâne ve Yahudi ve bîdini bimezhap nice kallaş ve ayyaş şehir

oğlanları girer oldu. Bundan böyle bir tedarik görülmezse ve ziamet ve timar, erbabına verilmezse bu derme gatma askerle din ve devlete lâyik bir hizmet görülmez」原文は以上の通りである。

(6) Ziyaeddin Fahri Findikoğlu. 前掲書 p. 642 参照。

(10) Netayic-il Vukuat: Mansurizade Mustafa Paşa. Cl. sf. 137 ve 147.

「Tahsili Sadaret üzere yekdiglerine müsabakat için tarafi saltanata ve haremi humayun sahibi nüfuzlarına takdimi hedaya ile istihali maskat edegeldiklelerinden mesnedi sadaret kimsede paidar olmayup sık sık tebeddül eder oldu」
原文は以上の通りである。

(11) Fanz Bağinger: Mahomet II. Le Conquérant e't son temps (1432—1481). Paris, 1954. p. 519 参照。

(12) Ziyaeddin Fahri Findikoğlu 前掲書 p. 640 参照。

四、レアヤー・シレットの抬頭

右様クルの改廢という動向に隨伴してオスマン(オットマン)社會層位の變動は中間層に位するモスレム・ギルドの衰凋、最下部たる被征服要素の抬頭、これに結果する社會構成の再編という特異の形相を採つてあらわれる。こうした形相の表面化を考察する場合、十八世紀より十九世紀に掛て歐洲にて急速に進展をみたる二つの重大な要因が見逃さるべきではない。その一つは政治思想面で、スレイマーン一世が Franco-Turkish Alliance を締結し(一五三六年)フランスア一世の代表として Jean de la Forêt が君府に着任して以來可成り緊密な關係で結ばれていたフランスの狀況がそれであり、その二としては經濟的にイギリスを中心とする産業革命の近東への浸透という歴史事實がそれである。換言すればトルコの社會層位とタンジマートの關係を説くのに不可欠な鑰鍵は尠くともこれらの要因の裡に秘め

られているといつて過言でなからう。

第一の關連についてはフランスでは夙に「近東問題史」の著者エドワール・ドゥリオールが觸れ、トルコ側ではイスタンブル大學のズイヤ・エッディン・ファフリ教授などが論及している所であるが、一七八九年の大革命とナポレオン軍團の勝利がスルターン・サライ乃至トルコ國內に捲き起した異常な關心と興奮、更に同軍團のエジプト進出とマルムク・ベイやオスマン・スルターンの専制に對しフェルラヒーシ（エジプト農民層）の解放者として振舞つたナポレオンの行動に伴い全ミレットに《Hürriyet》〔自由〕の觀念が傳播され、それが人間本然自明の要求として理解され始めたことなどが擧げられる。^(註一)

第二の關連についてはまづトルコの經濟狀態から説き起さなければならぬ。この頃までのトルコはいわば「前産業」時代の階程にあり、宗教的な又職業的な因習が地方的政治經濟の慣行と絡み合つて特有のソシアル・パタンをつくり上げていた。トルコのモスレム・ギルドは一四五三年の君府攻略以後歐洲のそれに模して運營されて來ており、従つて歐洲ギルドと外形的には一應の類似點があるとはいへ内容的には可成り相異した型を示していた。例えば生産、労働、技術、販賣の統制、商業機密の保持、徒弟の年季奉公、親方の選出などは類似するが、反面宗教神秘主義的傾向を帶び、とりわけクラフト・ギルドはデルヴィシユの僧團と特殊關係が見出されるのである。各個ギルドの統括者として或る地域ではシェイフがあり、シェイフは政府から公認された職柄で、ギルド内部に對して絶大な權限を振り、構成員を管理し、集合や饗宴を司會し、ギルドの秩序維持に對して責任をもち、このために懲罰の權利を與えられていた。しかもギルド税を政府に支拂うために構成員から分擔金を集金すべき義務をも負つていた。又他地域では市場〔Suq 乃至 Pazar〕

管理に任ずるムフタシイブ〔警務長〕があり、法令によつて規定された職掌としてギルドに對して大きな權能を行使して
いた。ギルド自體また存立のためには時にイエニ・チエリなどの外的壓迫に耐えるためには迎合的態度が必要であつ
た。^(註2) しかもそこには「生産速度を早めることは悪魔のわざである」という近東の通有性の風潮があつたし、又回教の商
業制限規定の傳統にも制約されていた。^(註3) そうした階程にあるいわば「前産業」時代のトルコの經濟にとつては、十八世
紀末より政治經濟的なイデオロギーと結合した産業革命の波やそれに隨伴する生産を加速度に高める新しい機械の導入
こそはまさに「悪魔のわざ」であり、しかもそれが社會機構を揺り動かし自己の存立を危くするとなると激變を惹起す
るのに充分であつた。

以下、産業改革のトルコへの顯著な影響の一例としてイギリスの通商活動の年代的かつ數量的な證例を掲げること
によつて如上の状態と關連づけよう。これに對する直接資料として、例えば House of Commons Journal〔下院議員録〕
vol. LVI 以降の部、乃至は Custom House Book の統計分析の如きがあるが、^(註4) 参照困難な狀況のため止むなく本
稿の目的に一應合致する David Urquhart の間接資料を引用して暫くその輪廓を窺うことゝしよう。それに據ると、

英製品のトルコへの輸出金額表

一八二八年度	一〇・八三四スターリング
一八二九 "	三九・九二〇 "
一八三〇 "	九〇・三〇〇 "
一八三一 "	一〇五・六一〇 "

の如き數字がみられ、斷片的ではあるが一應の趨勢の察知を可能としている。かくして

「英製品は通商自由の結果として東方に導入され、トルコの土著産業は衰落した。一方では更にイギリス側にてトルコ農民の輸出する農産物に制限を設けた……確かに英輸入品は年々歳々遞増した」という狀況が生れたのである。しかもトルコ土着産業はマンチェスターのみならずマルセイユやライプツヒ等の企業地とも競合する立場におかれた。

このようにして迫る産業衰凋に關しては、イスタンブル大學ユメル・ジエラル・サルジ教授の論及もあるが、傳統的に名聲のある工藝品を含めて、例えば布地にデザインをプレスする優れた方法や染色を用いた織物類、絹布の浮織、絨緞、華麗な陶器、着色タイルなど西歐人の珍重する品目をも含めて土着産業の頽廢は次の數字が端的にそれを表示している。例えばアルバニアのイシュクダラ〔スクタリ〕では一八二一年に於て絹織職人は六〇〇名を數えたが一八二一年には僅か四〇名に減じ、トルノヴァ〔現ブルガリア〕では一八二一年に同職人數は五、〇〇〇名を數えたが、一八三〇年には一〇〇名に減じた。アナトリア方面ではアンカラに於て十八世紀末には羊毛製品生産は年間二五・〇〇〇梱程度であつたのに對し一八三六年には五・〇〇〇梱に下廻つた。^(註5)しかも近東地區自體で歐式生産様式工場が新築されて行く傾向によつて右の趨勢は一層拍車を驅けられて行つた。例えば古典的な絹の浮織で有名なブルサの場合などがそれで、そうした影響を直接受けたのが上述のヒルフェト^{||}ザナートキヤルの層であつた。

こうした面の救済策として採られたオスマン政府の施策は可成り微溫的で、例えば歐洲からの服地輸入の制限を實施するなどの糊塗策以上には出なかつた。この點ではバブ・アリ〔サブライム・ポルト〕はエジプトのメフメット・アリの程の才覺がなかつたことを示した、けだしメフメット・アリは對外通商關係に於て歐洲物資との競合を回避し、蒸氣唧筒

利用の灌漑方法を採用して輸出穀物の生産につとめ、綿花、煙草、印度藍、輸出穀物などを政府專賣として國家による價格統制を行い商務官をアレキサンドリア港市に常駐せしめて通商の圓滑化を計り巨大な利潤を収めながら近東に於ける最初の産業革命を推進せしめた状態に對比さるべきであつた。^(註9)

こうしたモスレム・ギルドの動搖と分解の道程に乗じたのは非回教徒のレアヤー・ミレットで、とりわけ、ギリシア人(ハトルコ領内のもの)、アルメニア人、ユダヤ人などは長年の試練で體得した經濟生活面での實務性、トルコ語を含めて數ヶ國を解する言語知識、トルコ人との舊縁關係などを利用して、通譯、代辯人、仲介人として通商、運輸の各面で有利な地歩を占めるのみならず、ルメリア(歐領)、アナトリア(アジア領)の沿岸地域で新しい企業主としてタイル、メチル・アルコール、布地その他の日用品の製造を開始するに至り、中でもセラニク(ハサロニカ)のギリシヤ系住民は蒸氣動力工場を新設して生活必需品の生産に従事するなど新しい商工階層としての成長を示し、君府、イズミル(ハスミルナ)、ブルサ、エルズルム、シヴァス、トラブゾン(ハトレビゾンダ)、ディアル・バクルの如き諸市の特殊居住區域では多忙なる商業支配人として又技術者として顯著な向上振りを示したのである。彼等は舊來の《Raiyet-Sürülük》〔レアヤーの種族〕から一轉して《Ehaliik》〔ハトルコ國家の家族成員の意〕に、再轉して《Milletlik》〔國民的存在の意〕^(註10)に脱皮をとげて行く過程に於て社會層位を變ぜしめ、トルコ人が凡ての點で他に優る支配民族であるとの既成のイデオロギーを覆えし始めたのである。

註(1) Ziyaeddin Fahri Findikoğlu: Tanzimat ictimai hayat. 1940. Istanbul, Maarif Matbaası. p. 641.

(2) Alfred Bonnè: State and Economics in the Middle East (A Society in Transition) London, 1948, p. 235~237. 參照。

- (3) ヨハネス・クラウス、「回教の經濟倫理」第三章(昭和十九年)東京、參照。
- (4) この事項については千大、文理學部、鶴見教授の示唆を受けることが多かった、謝意を表する次第である。
- (5) David Urguhart: *La Turquie et ses ressources*. Paris, 1836. 茲では同著のトルコ譯より引用した。
- (6) Joseph Fournier: *La Chambre de Commerce de Marseilles*. Paris, 1840. がこの項に觸れている。
- (7) Omer Celâl Sarc, *Tanzimat ve Sanayimiz* [タンジマートと我國産業] Istanbul. 1940, p. 423—440.
- (8) この數字については若干の相異があるが、總附的には大差がないので掲げた。
- (9) John Marlowe: *Anglo-Egyptian Relations, 1800—1955*, 1954. London, p. 54. 參照。
- (10) Millet は本來アラビヤ語であるが、トルコ語としては *Religious Community* の意から *Race* の意に、更に轉じて *Nation* の意味に變化している。現に *Yeni Istanbul* [新聞紙名] などでは *Birleşmiş Milletler* で國際連合の意味に使用している。

五、タトルス・フレンギの活動

レアヤー・ミレットの抬頭と關連しながら自己の地位を高めて行つた存在に俗語でタトルス・フレンギと呼ばれる特殊のグループがある。この語はタトルスとフレンクの兩語の合成語で、タトルスは眞水、フレンクは一般歐人の意であるが合體すると「海を渡つたことのない外人」、「洋行したことなきに洋行した如き振りをする者」、「知つたか振りをする者」という多分に輕蔑的感情を含めた言葉となる。一言にしていえば舊オスマン領近東地域の諸港市に永住定着化し、このため半ば東方人化した歐人で一般には *Levantine* と呼ばれる存在である。地理的環境より系統的には地中海周辺の南歐人が多く(北歐人はいない)、レアヤーと異り被征服從屬民 (*Non moslem subject*) ではなくその地位は《*Ecnabi*》[「外國人」]である。名目上カピトゥレーションの保護を受ける國家を祖國と仰ぐがその實、當該國にもトルコ

にも歸屬しない特異な存在で、暫定的に滞在する歐人と區別するため特にその名を生じた。外國政府の允許狀持參で入國するものは「ムエルテッカ・ウル・エブハル」(註2)法典などでは《Mustemin》と呼ばれ滞在一年以上にわたる場合にはレアヤーに課せられる特殊の貢税を負担することによつて滞在中の安全を保證された。(註3)

君府の一角に長年流寓するレバンティンにジェノア人とヴェネツィア人があり、彼らは夙にビザンティン時代からロンドンバルド人、ピザ人、フィレンツェ人と共に現在商業雑踏區域たる金角灣の北岸ガラタ地區に城塞區域を構築し、ヴェネツィア人の如き第四次十字軍(一二〇四年)以降足跡を留め、これに次ぐものがジェノア人で、穀物、葡萄酒、蜜、バター、香料、屠殺用家畜、造船所、船隊用木材、索具、タール、ビスケット、鹽付肉、乾魚、その他絹、黄金、大禮服用金綱、文人學者一般需用の書寫資料、教會儀式用の焚香等殆ど凡ゆる種類の商品が彼らの通商對象であつた。當時彼らの國籍は甚だ不明であつたが、ミカエル・パレオロガス(ミカエル八世、一二六一—八二年)の時代にビザンティン帝より特許狀を得て黒海沿岸に Fundaq (Fondaco) を設定、同方面とエーゲ海、アドリア海との貿易に従事し、本國派遣の Podesta のもとで一時繁盛を極めた。パレオロガス朝がオスマン・トルコの攻勢を受けて勢蹙まるにつれて沿岸のトルコ系君使の海賊行爲が彼らの古通商ルートを阻害し、又ムラト二世時代(一四二一—五一年)度重なる對土戰爭による打撃が甚だしかつたにも拘らずガラタはレパント、コロシ、モドン、ネグロポント、レムノスと共にイタリヤの海洋共和國の掌中に確保されていた。

だがオスマン帝國の東地中海制覇が成ると、本質的には地中海通商に依存しないトルコがヴェネツィア(或はジェノア)人のみを残して他を閉め出す政策を採り、かつヴェネツィア(或はジェノア)人さえも、君府攻略に際し示した中

立維持の代償として又本國政府がトルコと條約を締結して、和平關係を樹立したことに基きファティフから武装解除、その他各種の制限條項の遵守と金貨による貢稅支拂を條件にガラタ地區の既得權と通商の自由を認められて生命財産と貨物と信仰とを安堵され Magnifica Communité de Pera の名稱のもとに Magnifica の統括する特殊地域たることを認められた程度で、それも一六六二年「メフメット四世治下」に至つて管理權が Patriachal Vicar に移管され、漸てカソリック大國の駐君府大使、とりわけ佛大使の庇護を受けることゝなつた。この頃にはレフヤアの民たるギリシヤ人、ユダヤ人やトルコ人らが入り込み混住雜居を呈し反つてイタリア語を公用語として保持するよう佛大使の慫慂を受けるに至つた。^(註6) 君府レバンティンの沿革は概略以上の如くである。

所で軍事・政治・産業・經濟的に強化され行く過程にあつた歐洲列強は重商政策の遂行上、常駐代表やファクトリを近東主要港市や内陸商業中心地に設置し、土着民並びに當該國君主に對し特權と責任とを約定するため組織的な處置を構じ出した。トルコ側からすれば異教徒に對する一種の Modus Vivendi の設定であり、歐人側からすれば Capitulation の設定であつた。だがトルコが歐洲方面の物心兩面にみられる諸變化と力量の上昇を不快視し徒らに過去の光榮に固執しつゝある間に西歐側の近東活動は着々と積極化して行つた。この動向に伴い本來の國際的活動性を取戻したものがレバンティンで、彼らは近東の原綿花をランカシア方面へ輸出すべき仲介者としてその名を高め、外國使臣の有能にして抜目のない教養ある通譯として君府に於て特殊の景觀を添えるに至り、通商の利と發言權を擴大して行き、必要な場合には君府駐在の《Büyükl elçi》〔大使〕や《Konşios》〔領事〕をしつ《Nos Sujet》とか《Nostrì Soggetti》とか言わしめて巧みに治外法權の蔭にかくれ、正當な、時に不當な苦情を持込んで土歐間の古い反感を再燃助長せしめ

《Küçük adam》〔小人〕と蔑視され乍らも君府ではガラタ、ペラ、イズミル（スミルナ）ではコルドン地區で勢力を伸長し始めトルコ人より經濟活動のエネルギーを奪い取つたのである。^(註7)

茲に君府在住のタトルス・フレンギーの一タイプを示す一節を掲げよう。

「我々の生活は萬華鏡のように目まぐるしい。一日就寝するまでには凡そ六ヶ國語を話さないと調子がわるい。夜歸宅すると義父とハンガリー語で、妻とはドイツ語で、子供たちとはギリシヤ語で、子供たちの家庭女教師とは英語で、使用人とは時にトルコ語で、又ルーマニヤ語で話すこともあるだらう……」^(註8)

こうしたコスモポリタンのタイプの活動的なタトルス・フレンギーが、フレンク〔一般歐人〕と結び、またアルメニア人の如き理才と商才に長じ《Sarraf》〔兩替業者〕としてサライや各州パシヤの間に重きをなしたる或る種のレアヤーと結んで隠然たる經濟勢力を培養するとなるとオスマン社會層位の混亂を誘致する側面的要素と充分なりえたのである。

註(1) 現在でもエジプトではレバンティンの勢力が相當に残在している。エジプト在留のものはギリシヤ人、中流イタリヤ人、イスラエル人などである。

(2) Mültaka el ebhar (諸海の聚合する處の意)で、スレイマーン一世の命を奉じてシャイフ・イブラヒム・ハレビーの撰。一般法典。ここでは第三章参照。

(3) Ignatius Mouradgea d'Ohsson: Tableau geréral de l'empire othman, Paris, 1788—1824, vol. V. p. 104 (Mültaka el-ebhar を祖述したる)。

Alphonse Belin: Étude sur la propriété foncière en pays musulman et spécialement en Turquie, Paris, 1862. p. 57.

Nasim Sousa : The Capitulatory Regime of Turkey; its History, Origin and Nature, 1933. Baltimore, p. 38—39.

(4) Dorothy M. Vaughan : Europe and the Turk. A Pattern of Alliances. 1350—1700 Liverpool. 1954. p. 8.

(5)(6) H. G. Dwight : Constantinople: Settings & Traits, London. 1927. p. 51

(7) これはトルコ人側の見解で、歐洲側の見解とは凡そ對蹠的である。茲では Ziyaeddin Fahri Findikoglu, p. 625 & p. 643 参照。

(8) S. Whiteman : Turkish Memories (To the memory of Ahmed Midhat efendi). New York, 1914. p. 199 参照。

六、宗教的平等思想の進展

次にオスマン社會階層の變動の形而上的な要因として宗教的平等觀の横溢があげられる。それは如何なる形にて促進されたものであらうか。この點に觸れなければタンジマートの意義を逸することとなるであらう。

抑々宗教平等觀の實現はオスマン支配體制を支持したイスラミエットが従前の如き優位性と絶對性とを失つたことを意味するが《Garplasma》すなわちスルターンはじめオスマン政府が西歐物質文明とりわけ軍事技術面等歐洲の世俗生活面の發展に驚嘆し、その技術様式を自國に導入適合させることによつて立遅れを取戻し列強と平等の足場を築こうという苦慮、具體的にはセリム三世による歐式軍事諸施設の導入、國境要塞の西歐化と首都近郊に《Tophane》〔官營造兵廠〕の創設、マフムト二世による《Derebey》^(註1)の抑壓、《Evkaf》につき絡う腐敗の肅正、封建制の廢止と各種封土の回收、^(註2)政治組織の改組、兵制の抜本的刷新、國家財政の基礎たる税制改革、通商の獎勵等にあらわれる一連の西歐化の動向以外に、歐洲キリスト教思想家側の活動に對するイスラム教徒側の逡巡的態度 (Tereddüt) が心理的に大

大きく作用していることが注目されるべきで、この形而上的な要因こそ十九世紀初頭に於ける風潮たる民族の「自由」、「獨立」「敵對感情のめざめ」「過去を遺憾に思う追憶の念」などに抗し切れなくなつた理由と考えられるのである。このことは政治・經濟的要因に劣らず重要であつた。

これよりさきファティフ・メフメット二世は統治の便宜上、被征服民に宗教上の行爲の自由を一應容認した。例えば一四五四年五月ビザンティン攻略直後に於て避難脱出せるギリシヤ人の歸還を促進するため在君府ギリシヤ正教大主教に人望の高い Gennadios Scholarios を選出せしめ且つ又キリスト教徒に教會及び教會財産を返還しており (Kritovoulos: Part II.) 又一四五七年在イエルサレムのギリシヤ正教大主教 Athenasios に對し同地の内外に所在する禮拜域、靈場、教會、修道院を従前通り安堵する勅令を傳達していることがトルコ政府所藏の古記録に誌されていゝ (Archives de la Presidence du Conseil, documents relatifs à Fatih Sultan Mehmet Han. No. 22)。

けだしそれは一種の懐柔工作的な政治考慮に基くもので、反つて我々はセリーム一世 (一五二一—一〇)、イブラヒム一世 (一六四〇—四八) 等諸スルターンの示したキリスト教に對するネガティブな施策に於て、より本質的なものを見出しうるのである。ともかくもオスマン史を通觀すればトルコ化せずイスラム化しないキリスト教徒の地位たるや不當に低いものであり多額の貢税を負担し實勢力のない教會に所屬し、祠堂の新設・修理を禁止され、鐘の代りに Siman-trion (ギリシヤ語、木製圓盤、ワラキヤ語、ジャマンドウラ) を打つことのみ認められ、しかもミレットのメンバーたりえないレアヤーは公民たる地位すら與られなかつたのであり、キリスト教徒の小集團はミレットなしには存立出来ない状態であつた。それが大副に變更修正を餘儀なくされるに至つたことは社會意識的に大きな變化ともいふべく、これをイ

スラムの主觀的立場から退歩というか、オスマン人の知性の進歩というかは別として、以下マフムト二世の言葉を引用拔萃すれば事足りよう。

「……余は將來回教徒はモスクで、キリスト教徒は教會で、ユダヤ教徒はシナゴークといふことのみで判別さるべきことを欲する。各自の神に對し爲さるべき禮拜の場處は他に對し政治的平等の權限と慈悲深い庇護とにより利益を享受することを欲する」^(註3)

「……これより斯くの如くにしてスルターン制はミレットのため恐怖の理由でなく一個の光りたらんことを余は念願する。余は財産差押えや無償沒收を廢止する。貴族の子弟に残るべき財産の移管さえ欲している……今日から無償沒收を廢止するが故に回教徒にもレアヤの民にも適用されないであらう……」^(註4)

右と關連して長年強要されてきた服裝上の細かい制限を撤廢し、キリスト教民は本來の服飾に復元してよいこととした。回教徒のみが従來着用を許されてきた布地からキリスト教徒が衣類を作成することもみとめ、貧富回耶の別なく凡てオスマン臣民たるものは服飾上で差別待遇なきよう命じ大都市でこれを實施せしめている。(一八三五年)。また公共浴場にてキリスト教婦人が回教婦人の如く《Takunya》〔木履〕を使用してよい允許など一連の措置となつてあらわれた。イエニ・チェリの討滅、ギリシヤの獨立戰爭、エジプトとの紛争の如き多端な政局の裡にあつて實施した右の施策はそれ自體些末事かも知れないが、マフムト二世が參政會議を召集してその際吏僚に對し行つた教示の如く、片務的な誤まれる信條や古い慣習《itiki batla ve adetü kadim》に打ち克つ意味に於て、宗教上の《Misavacı》〔平等主義者〕たることを表明した點で意義がある。一方、征服者たるトルコ族の尊大な專制支配に慣らされたキリスト教徒

側ではこうした施策をどう受け取り感じたであらうか、試みにその一端を窺うため一修道僧の言葉を引用しよう。

「若しも現在のサドラザムにしてなお十年生き延びるとすればトルコ人たちが我々と共にヨルト〔キリスト教の祝祭〕を舉行するであらうし、又我々がトルコ人たちと一緒に斷食を破つてしまふに相違あるまい」と。(註6)

又一ギリシヤ正教徒は人並みに取扱われることに對して喜びの情を表示し、より一層の宥恕と自由とを希求して

「神よ！ 我が生命の裡より十年の齡を割いてマフムトに與え給え」

と祈つたという。(註7)この種の期待感に對する程度なり眞疑の限界は定むべくもないとしてこのような風潮が生じたとする

ば、それは《Misavaf》に對する共感の喚起とみとめてよい。これはまさしく新風潮でありオスマン王朝にとつてもレアヤー・ミレットにとつても好ましい心理状態であつた。タンジマートの勅令が《bilâ teyrikic insu mezhep》

〔宗教の種類の差別なき〕の形で異教徒の解放と差別撤廢の方針を一步推進せしめたのは右コースに準じたといえるし、

一八四〇年の刑法定、一八五〇年の商法實施、一八五三年の回耶平等に對する確認、一八五六年クリミヤ戰爭終結後に於ける回耶平等に基く政治軍事兩管理面の改革にまで發展をみている。換言すればアブドゥル・メジト一世はマフム

ト二世の上につて政治・經濟・社會・宗教の各方面に亘り一種の《İnkılap》〔革命〕を企圖したものであつた。(註8)

タンジマート時代にルメリア方面を旅行した一英人の著者が《Osmanlı grurunun ölnesi》〔オスマンリの誇りの消滅〕と感じたのは外國人の主觀として無理からぬことであつた。だがタンジマートから第一次メッシュルティエト〔憲政期〕(一八七六年)、なお又第二次メッシュルティエト(一九〇九年)に至る間に見られる政治上の挫折や數多くのミレットの離脱はそうした均衡のとれた宗教的見解が同一步調で繼續しなかつたことを示している。というのは右様の友好的票

團氣は決して充分でなかつたし加之そうした素團氣を幻想《Hulva》と化すべき障害が形づくられていたからで、各ミレットのうちにめざめた民族主義のイデオロギーは相互反目を誘致し、例えばギリシヤ正教ミレットの内部ではルーマニア人とブルガリア人の反目が特に著しく、しかも佛がカトリック・ミレットを、英が新教ミレットを、帝政ロシアはグレゴリアン・アルメニアン・ミレットを庇護する行動に於て反つてオスマン國家の心臓部を脅やかすなどいわゆる帝國主義遂行の場裡と化し紛糾を深めて行つた。一方又トルコ人のうちの舊弊分子はレアヤーの優位を以て自國の統治を根本から危くするものと危懼し、そうした變化を勸奨する改革主義を忌む心理が横溢した。更に又回教民族間の感情的わだかまりはモスレム相互の不信と分裂傾向を擴大して行つた。例えばアラブ、クルド、シルカシア、アルバニア各族對オスマン人との關係がそれで次の語句は端的にこの事實を衝いているやに思われる。

「イスラムに改宗したアルバニア人は完全な回教徒でない。それらのものがキリスト教會と並べてモスクを建設したところで、アルジェリアの羊のことを言ひ乍ら豚内を喫することを慎まず、概してこれらのものゝ一部は死に直面するとローマ法皇「の名」を呼び乍ら息を引き取るのであり、何人にもあれ臨終には再び祖先の宗教に復歸しており現世の思慮を來世に屬する恩恵と妥協せしめて^(註9)いる」とある、

これに對しアルバニア人側では同一教胞であり乍らオスマン人は自己の慣習事項の細部まで詮索するものとして不快・不滿の念を禁じ得えない有様であつた。すなわち茲に於てか宗教的平等を主唱した改革主義はミレットの民族主義的イデオロギーの横溢と回教徒側の相互反撥心理の間に封殺されタンジマートの宣言は「紙の上に落されたインクのみ」となり兼ねない狀況と化し、代つてトルコの諺《Her koyun kendi bacağından esilir》[どんな羊も我身がたより

だの意」の觀念が支配となりつゝあつた。オスマン文化の改革を推進したズイヤ・パシヤ〔文人、ルーンのエミールの土譚あり〕が回耶關係の不調に焦慮を禁じえなかつたこと、又トルコの最初の憲法を準備したるミトハト・パシヤをして《Devlet olmak itibariyle dini yoktur》〔國家を形づくるものは宗教に非ず〕と呼ばしめたのもこの點から省察するべきである。

註(1) 地方住民に對し專制的權威を行使した權門豪紳。これについては E. S. Creasy: *History of the Ottoman Turks*, 1856. London, vol II. p. 449. 乃至 Alfred Bonn : *State and Economics in the Middle East*, 1948. London, p. 40 等を參照。

(2) 封土の回收に伴い、國家は回收地の所有者となり、漸次新土地法が制定されるが、各地域の村落の長老や種族の族長は従前より未登記の土地を保有し、新たな村落共同體の管理する土地を加えて新興地主化している。

(3) トルコ原文では次の如くである。

Badema m sl manları camide, hristiyanları Kilisede, musevileri sinagoga tanırım. Her ferdin Allah karşı ibadet ettiđi bu mabetler haricinde aynı hukuku siyasiye ve himayei pederanemden m ssteft olmasını arzu ederim.

(4) Bundan b yle saltanatın millet iđin bir sebebi deđset deđil, bir destek olmasına isterim. Haczi, musadereyi ilga ederim. Asilerin ev tlarına kalan emvalin intikalini bile arzu ederim.....Bug nden itibaren musadere l đvoldu narak bundan b yle ne m sl manlara, ne reayaya tatbik edilmeyecektir.

(5) F. Babinger: *Mahomet II. Le conqu rant et son temps*. Paris, 1954. p. 526—527. 異教に對する服飾制限禁止は被轄の色合にも及んでゐる。

(6) D. Urquhart 前掲 p. 34.

(7) *ibid.*, p. 220.

(8) Hilmi Ziya Ükan: Tanzimattan sonra Fikir Hareketleri, İstanbul, 1940. p. 757.

(9) İhtida etmiş olan Arnavutlar, tam müslüman değildiler. Bunlar kiliselerinin yakınında camiler inşa etmişlerse de cezayir koyunu diyerek domuz etini yemeden çekinmezler, ekseriya bunlardan biri hali ihtizarda bulunduğu zaman bir Rum Papası celbedilerek ölmek üzere bulunan kimse son nefesinde tekrar ecdadının dinine rücu ettiriliyor, menafi dünyeviyelerini, bu suretle menafii uhreviyelerini telif eder. (Ziyaeddin Fahri Findikoglu 前掲書参照)。

七、む す び

以上分析した政治・経済・心理的な各面を土台として言ひ得ることはタンジマートの勅令にせよ、その他從屬的な法規、各州管理法規にせよ、「キタップの民」の構成する各ミレットの優位に基く新情勢に對應して行政上の新管理方式樹立の必要に迫まれて考慮された一連の事象で、究局に於て數多くの異教徒異民族を包括したオスマン舊社會が構成上から來たる齟齬とこれに發する層位の交替傾向の顯著化を中外に披瀝した事象以外の何ものでもなかつたことになるであらう。

(一九五五・一〇・三〇)